

事務連絡
平成 31 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
（ 公 印 省 略 ）

一類感染症に係る患者及び検体の搬送について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項に定める一類感染症の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関や第一種感染症指定医療機関等への搬送（以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。）及び当該患者に係る検体の医療機関から国立感染症研究所（東京都武蔵村山市及び東京都新宿区戸山所在）への搬送（以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。）について、別添 1 のとおり警察庁生活安全局地域課長宛て協力を依頼し、別添 2 のとおり各都道府県警察の支援をいただけることとなったところであります。

については、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が生じた場合、当該業務を確実に遂行できるよう、あらかじめ関係する都道府県警察と調整を図られるようお願い申し上げます。

なお、搬送等の要請を行うに当たっては、それにより大幅な時間の短縮が見込まれ、かつ、公衆衛生上の意義や検査結果が与える社会的影響が大きい場合など、緊急性、必要性を十分考慮していただくようあわせてお願いいたします。また、搬送等の要請を行う際は、厚生労働省健康局結核感染症課に御一報下さい。



健感発 0325 第 1 号
薬生食検発 0325 第 1 号
平成 31 年 3 月 25 日

警察庁生活安全局地域課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」の一部改正について

このことについては、平成 26 年 10 月 30 日付け健感発 1030 第 1 号、食安企発 1030 第 2 号、食安検発 1030 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局食品全部企画情報課長、医薬食品局食品全部企画情報課検疫所業務管理室長通知（以下「搬送通知」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 2 項に定める一類感染症（※ 1）の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関（※ 2）や第一種感染症指定医療機関（※ 3）等への搬送（以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。）及び当該患者に係る検体の医療機関から国立感染症研究所への搬送（以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。）については、その重要性に鑑み、新型インフルエンザ等の発生時における対応を必要に応じて参考としつつ、引き続き、貴庁の御協力をいただきながら、適切・確実な対応を行っていく必要があるとされているところです。

検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局が、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が発生した場合に、当該業務をより確実に遂行できるようお願いするとともに、今般、昨今の状況に鑑み、国立感染症研究所戸山庁舎においても対応可能な病原体について整理の上、下記 3 を追記することとしました。

以上のことから、下記事項について、貴庁において特段のご協力をいただきま

すよう、お願い申し上げます。

なお、本取り扱いは、緊急走行して搬送する必要がある場合に行われるものです（※4）。

記

- 1 一類感染症に係る患者の搬送を行うに際して、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部から求めがあった場合には、当該搬送業務を行う車両に対し、警察車両による緊急走行での先導支援等を行うこと。
- 2 一類感染症に係る検体の搬送を行うに際して、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部から求めがあった場合には、新型インフルエンザ等検査のための検体の緊急搬送の際と同様に、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部の担当職員と検体を警察車両に同乗させ緊急走行により搬送を行うこと。
- 3 一類感染症のうち、ペスト以外の検体は、国立感染症研究所村山庁舎に搬送すること。
一類感染症のうち、ペストの検体は、国立感染症研究所戸山庁舎に搬送すること。

（※1） 一類感染症

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> エボラ出血熱 | <input type="radio"/> ペスト |
| <input type="radio"/> クリミア・コンゴ出血熱 | <input type="radio"/> マールブルグ病 |
| <input type="radio"/> 痘瘡 | <input type="radio"/> ラッサ熱 |
| <input type="radio"/> 南米出血熱 | |

（※2） 特定感染症指定医療機関（厚生労働省のHP参照）

参考：感染症法第6条第13項（抜粋）

この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

（※3） 第一種感染症指定医療機関（厚生労働省のHP参照）

参考：感染症法第6条第14項

この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(※4)患者や検体の搬送に際し警察車両に先導等を依頼し、緊急走行してこれを行うことは、感染症対策等の円滑な実施のため、真に必要な場合に行われるべきものである。このため、新型インフルエンザ等の発生に際しての取扱いについては、国内での新型インフルエンザ等の発生が極めて少ない時期であって緊急走行して搬送する必要がある場合に限る旨、厚生労働省健康局結核感染症課長及び検疫所業務管理室長から検疫所及び都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局に対し、その運用について通知している。

一方、一類感染症については、新型インフルエンザ等と異なり、国内での発生が一般化することについては想定せず、また、そのようにならないよう対策を講じるべきものであるため、患者の発生件数そのものは少ないと想定される一方、その全体数に占める警察車両への先導依頼が行われるケースの数の割合は、新型インフルエンザ等に比して著しく多くなることが想定されるが、いずれにせよ、上記のとおり、感染症対策等の円滑な実施のため、真に必要な場合であると検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部が考える場合に行われるものである。

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁地域部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 各方面本部長

警察庁丁地発第49号
 平成31年3月25日
 警察庁生活安全局地域課長

一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について(通達)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第2項に規定する一類感染症(以下「一類感染症」という。)に係る検体及び患者の搬送への協力については、「一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について」(平成26年10月30日付け警察庁丁地発第171号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり一部検体の搬送先が変更された。

一類感染症の患者又は同感染症の疑いがある者(以下「患者等」という。)が発見された場合で、検疫所長又は都道府県知事(以下「検疫所長等」という。)が患者等から採取した検体又は患者等を緊急に搬送する必要があると認めた場合には、検疫所長等から都道府県警察に対して協力要請がなされる可能性があるため、今後は、下記により協力されたい。

なお、本通達については、交通企画課、交通指導課及び警備企画課と合議済みであり、旧通達は廃止する。

記

1 協力の趣旨

検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部(以下「検疫所等」という。)において、患者等から採取した検体又は患者等を緊急に搬送する必要がある場合、警察は検疫所長等からの協力要請を受け、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する個人の生命、身体の保護及び公共安全と秩序の維持の一環として搬送に協力するものである。

2 協力方法

- (1) 各都道府県警察は、協力要請に的確に応じられるよう、協力の趣旨等について通信指令課(室)、自動車警ら隊、警察署等に周知しておくこと。
- (2) 搬送の要請は、検疫所長等から都道府県警察への110番通報によりなされることから、要請を受理した通信指令課(室)では、搬送元及び搬送先の所在地等を確認し必要な連絡手配を行うこと。

- (3) 警ら用無線自動車が事件・事故等の処理中で要請に応じることができない場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車として走行が可能な他の警察用自動車を使用すること。
- (4) 搬送方法
- ア 検体を搬送する場合
警ら用無線自動車等に、検疫所等担当職員及び検体を乗車させ、必要に応じ緊急走行により搬送すること。
- イ 患者等を搬送する場合
警ら用無線自動車等に、不測の事態に対応できる感染防止資機材を装着した検疫所等の担当職員を同乗させるなど感染防止対策を徹底した上で、必要に応じ緊急走行により当該搬送業務を行う車両を先導すること。
- (5) 搬送先
- ア 検体を搬送する場合
- (ア) 一類感染症のうち、ペスト以外の検体
東京都武蔵村山市学園4丁目7番1号
国立感染症研究所村山庁舎
- (イ) 一類感染症のうち、ペストの検体
東京都新宿区戸山1丁目23番1号
国立感染症研究所戸山庁舎
- イ 患者等を搬送する場合
感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関
- (6) 搬送先が管轄都道府県外である場合は、原則として県境で引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課（室）から関係する都道府県警察の通信指令課（室）に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整すること。引き継ぎのため県境で担当職員等が乗り換えとなる場合は、乗り換えに適した安全な場所を確保して実施すること。
- (7) 検体の搬送については航空機又は列車を使用することも想定される。その場合は、要請を受理した都道府県警察は出発地の空港や駅までの協力とし、到着地の空港や駅からはこれを管轄する都道府県警察が協力することとするので、要請を受理した都道府県警察は同乗する担当職員の氏名、携帯電話番号、使用する便名等を聴取のうえ、到着地を管轄する都道府県警察に確実に連絡手配すること。

3 警察庁への報告

本通達に基づき搬送に協力した場合は、その都度、警察庁生活安全局地域課宛てに要請受理日時、要請受理内容、搬送状況、特異事項等について報告すること。